

令和5年第10回定例会

# 酒田市教育委員会会議録

(令和5年11月28日開議)

酒田市教育委員会企画管理課

# 第10回 酒田市教育委員会定例会 会議録

1 日 時 令和5年11月28日(火) 午後1時30分 開会  
午後2時24分 閉会

2 場 所 酒田市役所3階 第二委員会室

3 出席者

出席	<del>欠席</del>	教 育 長	鈴木 和 仁
出席	<del>欠席</del>	委 員	岩 間 奏 子
<del>出席</del>	欠席	委 員	神 田 直 弥
出席	<del>欠席</del>	委 員	阿 部 浩
出席	<del>欠席</del>	委 員	鶴 田 淑 子

4 説明者

出席	<del>欠席</del>	教 育 次 長	池 田 里 枝
出席	<del>欠席</del>	教 育 次 長	佐 藤 元
出席	<del>欠席</del>	企 画 管 理 課 長	高 橋 浩 平
出席	<del>欠席</del>	スクール・コミュニティ 推進主幹	真 寫 齊
出席	<del>欠席</del>	学 校 教 育 課 長	小 松 泰 弘
出席	<del>欠席</del>	指 導 主 幹	菅 原 智 法
出席	<del>欠席</del>	社 会 教 育 課 長	前 田 聡 子
出席	<del>欠席</del>	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	齋 藤 聡

5 議事日程

- 日程第1 会期決定
- 日程第2 会議録署名委員の指名
- 日程第3 前回会議録の承認
- 日程第4 議事

## ◎ 開議

(鈴木教育長) ただいまより、令和5年第10回酒田市教育委員会定例会を開会いたします。本日は、神田委員が欠席ですが、定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

## ◎ 会期

(鈴木教育長) 日程第1 会期の決定を議題といたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

## ◎ 会議録署名委員の指名

(鈴木教育長) 次に日程第2 会議録署名委員の指名を議題といたします。本日の署名委員に阿部委員と鶴田委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、会議録署名委員は阿部委員と鶴田委員に決定いたしました。

## ◎ 前回会議録の承認

(鈴木教育長) 次に日程第3 前回会議録の報告を議題といたします。前回定例会の会議録の写しを事前にお示ししておりますので、そちらでご了承くださるようお願いいたします。

◎ 議事	議第 38号	令和5年度酒田市一般会計補正予算（第8号）について
	議第 39号	請負契約の変更について（酒田市立平田小学校屋内運動場予防改修工事（建築工事））
	議第 40号	請負契約の締結について（酒田市立南平田小学校給食室増築工事（建築工事））
	議第 41号	酒田市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について
	議第 42号	酒田市眺海の森天体観測館設置管理条例の廃止について
	議第 43号	酒田市体育施設設置管理条例の一部改正について
	議第 44号	酒田市平田 B&G 海洋センター設置管理条例の一部改正について
	議第 45号	請負契約の変更について（国体記念体育館大規模改修工事（建築工事））
	議第 46号	請負契約の変更について（国体記念体育館大規模改修工事（電気設備工事））
	議第 47号	請負契約の変更について（国体記念体育館大規模改修工事（機械設備工事））
	議第 48号	酒田市光ヶ丘プールの指定管理者の指定について
	議第 49号	酒田市松山スキー場及び眺海の森外山ロッジの指定管理者の指定について
	議第 50号	湯の台温泉鳥海山荘、八森温泉ゆりんこ、鳥海高原家族旅行村及び八森自然公園内体育施設の指定管理者の指定について

（鈴木教育長）次に日程第4 議事に入ります。ここで発議いたします。議第38号から議第40号、議第42号から議第50号までの案件につきましては、これから市議会の議決を経るべき議案となっておりますので、酒田市教育委員会会議規則第14条に基づき、非公開としたいと思っております。議第38号から議第40号、議第42号から議第50号までを非公開とすることに「賛成」の委員は、挙手をお願いします。

（鈴木教育長）ありがとうございます。出席委員全員の賛成がありましたので、議第38号から議第40号、議第42号から議第50号までにつきましては、非公開といたします。また、ただいま非公開とした議案については、最後に審議を行いたいと思っております。

（鈴木教育長）それでは、議第41号 酒田市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について を議題といたします。これについて説明願います。

(菅原主幹) 私から、議第41号 酒田市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について ご説明させていただきます。

この規則は、国の指針に基づき、教育職員の健康及び福祉を図ることにより、教育活動の充実を図るため、時間外在校等時間の上限方針を委員会規則として定めるものです。時間外在校等時間の上限は第3条のとおり、基本は月45時間、年360時間、特別の事情がある場合、月100時間未満、年720時間、その場合でも連続する複数月の平均は80時間以内、45時間超えの月は6ヶ月までと定めております。

これらの上限は、国の指針、県の規則と同様となっております。

以上、ご審議くださいますよう、よろしく願いいたします。

(鈴木教育長) ただいまの説明に対しまして、皆さまよりご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(岩間委員) この規則が定められたということで、現在これに抵触するような職員数がどれくらいいるのか、これは強制力を持ってそれ以上認めないということで、今オーバーしている方は強制的に仕事を代わりの方がやって下さるような人員配置があるのかどうかお聞きしたいのでお願いします。

(菅原主幹) 現在の状況ということですが、今年度に関しましては4月から9月までの上期において、45時間を超える教職員は小学校で62名、中学校で97名という数となっております。これについて、業務自体は各学校で工夫して行っているわけですが、代わりの人員配置等については難しい現状もありますので、各校で工夫して取り組み、また酒田市教育委員会といたしましてもICTを活用した校務支援システム等の運用で、業務削減を学校とともに推進しているところです。

(岩間委員) ありがとうございます。なかなかすぐに解決するのは難しそうだと思いましたので、どんなに便利になったとしても、根本的にやることとやらないことを決めていかないと、どうしても解決できないかなと思いましたので、なるべく早急に時間外が解消するように学校の中だけではなくて、保護者とかいろんな方々のご理解を頂きながら、解決に結びつくようにしていただけたらなと思いますので、よろしく願いします。

(鈴木教育長) 他にございますでしょうか。

(阿部委員) 例えば、仕事を家に持ち帰るといふ先生も、教職員の中にはいらっしゃるのかということと、その教職員の方々の持ち帰り分のカバーリング等々、何か各学校で考えられていることがあるのであれば教えていただきたいと思います。

(菅原主幹) おっしゃる通り、持ち帰り等々は多かれ少なかれ発生している状況ではあり

ますが、今回の在校等時間に関しては持ち帰りは基本的に含んではおりません。ただし、持ち帰りが常態化したり、多くなるということは本来目的ではございませんので、校内でそういった業務が進むように改善が必要だと思っております。特に、小学校では授業準備の時間、中学校においてもここを取る時間が要因としては多く締めておりますが、それに準ずる時間として会議や研修、また中学校では部活動の時間もありますので、会議等の削減や実施方法の変更、また中学校においては部活動改革、現在も部活動指導員の配置や土日の地域移行等進めておりますが、そういったところで業務の見直し、改善を図っているところであります。

(阿部委員) ありがとうございます。どうしても中学校だと受験シーズンとかになると、先生が対応しないといけないことが多々あると思いますが、出願方法も WEB 出願とかという高校もかなりあり、ほぼ WEB 出願なのかなという認識ですけれども、岩間委員がおっしゃられていたとおり、保護者の方が出来るところは保護者の方たちに任せて、学校の先生しかできないところは工夫して、簡素化とは言いませんが事前に準備出来て期日に間に合うように、先生たちの就労時間も大切だと思っておりますが、子どもたちが何のしがらみもなく高校に行けるように、そういう教育を先生方にしていただけたらいいかなと思います。こういう時間も大切だと思っておりますが、見えない部分ってかなりあると思うので、そういうところも工夫していただきたいと思っております。以上です。

(鈴木教育長) ありがとうございます。他にございますでしょうか。

学校の教職員も、勤務時間、在校等時間のそもそもの計り方なども含めて、さまざまな課題はまだ多くあって、ただこういう規則を酒田市としても作るということが1つのきっかけにもなるので、各学校に業務の見直し等大きな課題になるのかなと思います。

(鈴木教育長) 他にないようですので、お諮りいたします。議第41号 酒田市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第41号は提案のとおり決しました。それでは次に、報告事項1、報告事項2について担当課より順に説明をお願いします。

(スポーツ振興課長) 報告事項1 酒田市旧山形県松山里仁館高等学校体育館、柔剣道場及び運動場使用要綱の一部改正について、ご報告いたします。

議第43号、第44号でご審議いただきます。酒田市体育施設設置管理条例の一部改正及び酒田市平田B&G海洋センター設置管理条例の一部改正に伴い、屋内体育施設の休館日の整合性を図るために、要綱の一部改正を行うものです。

改正の内容につきましては、毎週月曜日の休館日を廃止し、12月29日から翌年1月4日までの休館日を12月29日から翌年1月3日に改めるものです。施行期日は令和6年4月1日施行予定です。改正内容の詳細については、新旧対照表をご参照ください。以上、ご報告申し上げます。

続きまして、報告事項2 指定管理者が管理する施設の変更について、ご報告いたします。

議第43号でご審議いただきます、酒田市体育施設設置管理条例の一部改正に伴い、令和6年3月末で酒田市体育館を廃止することに伴い、令和4年12月13日に指定管理者として指定した公益財団法人酒田市スポーツ協会が管理する施設を3施設から2施設に変更するものです。

指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間となっております。

令和6年度から令和9年度の指定管理者が管理する施設は、酒田市国体記念体育館と酒田市飯森山多目的グラウンドの2施設になります。

以上、ご報告申し上げます。

(鈴木教育長) ありがとうございます。ただいまの報告に対しまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(岩間委員) 里仁館等の休みの日が、毎週月曜日がなくなって年末だけになるということは、実質お休みの日が減るということになるので、それに当たる職員の数とかの日数が増えるのかなと思いますけれども、人が増えないのであれば1人当たりの出勤時間が増えるのかなと思いますが、働き方改革等で減らしなさいと言われていた中で、対応等々は大丈夫なのでしょうか。

(スポーツ振興課長) 里仁館につきましては、多くの体育施設もそうですけれども、職員が直接管理している施設はございません。あくまでも、委託でやっているような形です。里仁館に関しては、通常月曜日職員はいるんですけども、松山体育館の受付等もやっておりますが、その中でやるので里仁館の場合、費用は増えません。増えない中で対応できる施設となっております。

(岩間委員) そうなると、委託先が上手に運用して職員の対応に当たっているのか、教育委員会の方ではあまり変わらないということでしょうか。

(スポーツ振興課長) 松山里仁館に関しては費用が増えることはないです。ただ、これから議題になる施設については、若干費用が増えるところはございます。

(鈴木教育長) 他にございますでしょうか。

(鶴田委員) そもそも月曜日の休館日をなくすのは、例えば月曜日に使いたいという方の需要があるという認識なのでしょうか。

(スポーツ振興課長) 月曜日の休館は、旧3町の場合は火曜日の休館もあるんですけども、市の職員が直営で管理していた時代だと当然日曜日は開けるので、そうすると代わりの休みが必要な訳です。今現在ほとんど民間に委託している形です。日中の仕事も交代で管理しているので、可能だということで休館をなくするという事にしました。全国的にも休みをなくしているところもございますし、今後市体育館が廃止になります。それから八幡体育館の工事も予定されておりますので、どうしても運動する施設が少なくなるものですから、この休館をなくして、いづらかでも市民の皆さんが使える場所を確保したいということで、休館を廃止するものです。

(鶴田委員) ありがとうございます。

(鈴木教育長) 他にございますでしょうか。  
ないようですので、報告事項は以上となります。

#### — 非公開 —

(鈴木教育長) これより非公開の案件に入ります。  
議第38号 令和5年度酒田市一般会計補正予算(第8号)について を議題といたします。これについて説明願います。

(池田教育次長) それでは議第38号 令和5年度酒田市一般会計補正予算(第8号)について、この提案につきましてご説明いたします。

令和5年度酒田市一般会計補正予算(第8号)につきまして、酒田市長より意見を求められておりますので、これに同意するものでございます。

PDFで2枚目、「教育委員会資料1(議第38号関係) 令和5年度酒田市一般会計補正予算(第8号)」をご覧ください。

この度の補正は、10款教育費3項中学校費を82万8千円、5項保健体育費を311万7千円それぞれ増額し、10款合計で394万5千円を増額、補正後の教育費予算現計を54億4,936万5千円とするものでございます。合わせて、あらかじめ、後の年度の支出を約束する債務負担行為を6件追加しております。

この予算補正により、一般会計現計予算全体に占める教育費の割合は約9.3%となる予定でございます。

次にPDFで3枚目、「教育委員会資料2(議第38号関係) 令和5年度酒田市一般会

計補正予算（第8号）の概要（教育委員会関連分）」をご覧ください。

主な歳出補正の学校教育課①「中学校教材充実事業」につきましては、花王株式会社酒田工場から花王ファミリーコンサート収益金の寄附を受け、楽器購入費を増額するものでございます。今年度は、第一中学校と第四中学校の楽器購入に使わせていただく予定でございます。

スポーツ振興課の①「体育施設管理事業」につきましては、国体記念体育館が改修工事により使用できないため、冬期間において他の屋内体育施設へ利用集中が予想されるため、これを緩和することを目的に、光ヶ丘テニスコートを令和6年3月に、国体記念テニスコート及び光ヶ丘球技場を12月と令和6年3月に開設するための経費を増額するものでございます。

主な歳入補正は、ただいまご説明した歳出にそれぞれ連動するものでございます。

PDF4枚目をお願いいたします。

債務負担行為補正は、いずれも追加で、①、⑤及び⑥は、スポーツ施設等の指定管理者制度に係る委託料、②は、学習バス及びスクールバスを令和6年4月上旬から運行するための契約、③及び④は、令和6年4月中旬までに必要となる小学校及び中学校に係る教師用教科書・指導書購入契約のために、それぞれ必要な債務負担行為の設定でございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(鈴木教育長) ご質問等ございましたらお願いいたします。

ないようですので、お諮りいたします。議第38号 令和5年度酒田市一般会計補正予算（第8号）について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第38号は提案のとおり決しました。次に、議第39号 請負契約の変更について（酒田市立平田小学校屋内運動場予防改修工事（建築工事））、及び議第40号 請負契約の締結について（酒田市立南平田小学校給食室増築工事（建築工事））を議題といたします。これについて、一括して提案願います。

(企画管理課長) それでは、一括してご説明させていただきます。

最初に、議第39号 について、ご説明させていただきます

議第39号 請負契約の変更（酒田市立平田小学校屋内運動場予防改修工事（建築工事））について、酒田市長より意見を求められておりますので、これに同意をするものでございます。

当初の契約金額は1億8,040万円（税込み）ですが、4,796千円を増額し、変更後の契約金額を1億8,519万6千円（税込み）にしようとするものです。

仮契約の相手方は大場建設株式会社 代表取締役 大場弥市氏でございます。次ページ以降に仮契約書と図面を添付してございます。

工期は、契約締結の日から令和6年2月29日でございます。変更の主な理由は、工事着工後に屋根側面の建材を外したところ、内部の構成部材の劣化腐食等が判明したことから、追加の改修が必要になり、請負金額の変更が必要になったものです。

続きまして、議第40号についてご説明させていただきます。

議第40号 請負契約の締結(酒田市立南平田小学校給食室増築工事(建築工事)) について、酒田市長より意見を求められておりますので、これに同意をするものでございます。

契約金額は2億570万円(税込み)でございます。入札は総合評価方式でございます。

仮契約の相手方は株式会社菅原工務所 代表取締役 菅原脩太氏でございます。

次ページ以降に仮契約書、入札調書、配置図、平面図となっております。

工期は、契約締結の日から令和6年12月13日となっております。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(鈴木教育長) ありがとうございます。それではどちらに対してでも結構ですので、ご質問等ございましたらお願いします。

ないようですので、順次お諮りいたします。議第39号 請負契約の変更について(酒田市立平田小学校屋内運動場予防改修工事(建築工事)) を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第39号は提案のとおり決しました。次に、議第40号 請負契約の締結について(酒田市立南平田小学校給食室増築工事(建築工事)) を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第40号は提案のとおり決しました。次に、議第42号 酒田市眺海の森天体観測館設置管理条例の廃止について を議題といたします。これについて提案願います。

(社会教育課長) 議第42号 酒田市眺海の森天体観測館設置管理条例の廃止について、ご説明いたします。酒田市眺海の森天体観測館設置管理条例を廃止する条例の制定について、酒田市長より意見を求められておりますので、これに同意するものでございます。酒田市眺海の森天体観測館設置管理条例を廃止する条例、酒田市眺海の森天体観測館設置管理条例平成24年、条例第30号は廃止する。提案の理由といたしましては、酒田

市眺海の森天体観測館が市民の科学に関する知識と教養の向上を図ること及び観光の振興に寄与することを目的としまして、平成5年に設置されました。それから30年経過しまして、施設の老朽化がありまして、天体観測が出来ないこと、また入館者数が年々減少していること、それから天体観望のスタイルが変化していることから、電子観望が人気を集めております。こういったインターネットを通じて、科学に関する知識を比較的容易に得ることが可能となったことから、天体観測館の初期の目的を達成したものとしまして今回条例の廃止を行うものでございます。この条例の施行は、令和6年4月1日からとなります。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(鈴木教育長) ありがとうございます。ご質問等ございましたらお願いいたします。ないようですので、お諮りいたします。議第42号 酒田市眺海の森天体観測館設置管理条例の廃止について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第42号は提案のとおり決しました。

次に、議第43号 酒田市体育施設設置管理条例の一部改正について 及び議第44号 酒田市平田B&G海洋センター設置管理条例の一部改正について を議題といたします。これについて一括して提案願います。

(スポーツ振興課長) 議第43号、第44号と一括で説明させていただきます。議第43号 酒田市体育施設設置管理条例の一部改正について、酒田市長より意見を求められておりますので、これに同意しようとするものです。

27ページの教育委員会資料をご覧ください。

1 改正の理由につきましては、施設の老朽化に伴い酒田市体育館等を廃止し、屋内体育施設の12月29日から翌年1月3日までの休館日を除く週1回の休館や使用時間を見直すなど、所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 体育施設の廃止する施設名及び所在地については、

酒田市眺海の森テニスコート	酒田市田沢字躑躅沢15番地
酒田市体育館	酒田市入船町3番20号
酒田市眺海の森ちびっこゲレンデ	酒田市田沢字躑躅沢2番地ほか
酒田市平田スキー場	酒田市田沢字躑躅沢2番地ほか
松山スキー場内にある人工スキー場	酒田市土淵字大平1番地の6

の5施設となります。

(2) 使用料の廃止については、令和5年度に酒田市光ヶ丘野球場の照明塔6基を撤去したことに伴い、夜間照明設備使用料を廃止するものです。

(3) 使用期間及び使用時間の変更について、12月29日から翌年1月3日までの休館

日以外の休館を廃止する施設は、酒田市亀ヶ崎記念会館、酒田市南体育館、酒田市国体記念体育館、酒田市勤労者体育センター、酒田市平田体育館、酒田市鳥海地区体育館、酒田市武道館 の7施設となります。

使用時間を午前9時から午後9時までに変更する施設は、酒田市八幡体育館、酒田市平田体育館、酒田市鳥海地区体育館、酒田市修道館 の4施設となります。

3 施行期日は令和6年4月1日から施行予定です。改正内容の詳細については、新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

続きまして、議第44号 酒田市平田B&G海洋センター設置管理条例の一部改正について、酒田市長より意見を求められておりますので、これに同意しようとするものです。改正の理由につきましては、議第43号の酒田市体育施設設置管理条例の一部改正に伴い、屋内体育施設の開館時間及び休館日の整合性を図るために、酒田市平田B&G海洋センターの開館時間及び休館日の変更に関し、所要の改正を行うものです。

30ページの新旧対照表をご覧ください。

改正の内容については、開館時間を午前9時から午後9時までに変更し、毎週火曜日の休館日を廃止するものです。施行期日は令和6年4月1日施行予定です。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(鈴木教育長) ありがとうございます。議第43号、第44号どちらに対しても結構です。ご質問等ございましたらお願いいたします。

(鈴木教育長) それでは、順次お諮りいたします。

議第43号 酒田市体育施設設置管理条例の一部改正について を提案のとおり決めるにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第43号は提案のとおり決しました。次に、議第44号 酒田市平田B&G海洋センター設置管理条例の一部改正について を提案のとおり決めるにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第44号は提案のとおり決しました。次に、議第45号 請負契約の変更について (国体記念体育館大規模改修工事 (建築工事)) から、議第47号 請負契約の変更について (国体記念体育館大規模改修工事 (機械設備工事)) までを議題といたします。これについて一括して提案願います

(スポーツ振興課長) 議第45号から議第47号までを、一括してご説明させていただきます。

議第45号 請負契約の変更について、酒田市長より意見を求められておりますので、これに同意しようとするものです。

工事名が、国体記念体育館大規模改修工事(建築工事)となります。

工事場所は、酒田市飯森山二丁目296番地の1、仮契約の方法については、変更契約となります。

仮契約年月日は、令和5年11月24日で、変更後の仮契約金額は14億3,101万2千円で、651万2千円の増額となります。

増額の主な理由につきましては、給湯設備工事に伴う改修工事及び補修箇所増に伴う追加工事となります。

仮契約の相手方については、丸高・酒井鈴木工業特定建設工事共同企業体で、代表者は株式会社丸高 代表取締役 高橋剛氏となっております。構成員については、酒井鈴木工業株式会社 代表取締役 鈴木啓一郎氏となります。

工期については、令和4年10月7日から令和6年3月15日となります。

次ページ以降が仮契約書、図面となります。

続きまして、議第46号 請負契約の変更について、酒田市長より意見を求められておりますので、これに同意しようとするものです。

工事名が、国体記念体育館大規模改修工事(電気設備工事)となります。

工事場所は、酒田市飯森山二丁目296番地の1、仮契約の方法については、変更契約となります。

仮契約年月日は、令和5年11月24日で、変更後の仮契約金額が2億3,537万8千円で、2,087万8千円の増額となります。

増額の主な理由につきましては、音響設備工事の追加工事となります。

仮契約の相手方については、三栄電機工業・ハクヨウ電気特定建設工事共同企業体で、代表者は株式会社三栄電機工業 代表取締役 大沼三也氏 となっております。構成員については、ハクヨウ電気株式会社 代表取締役 加藤幸男氏となります。

工期については、令和5年10月7日から令和6年3月15日となります。

次ページ以降が仮契約書、図面となります。

続きまして、議第47号 請負契約の変更について、酒田市長より意見を求められておりますので、これに同意しようとするものです。

工事名が、国体記念体育館大規模改修工事(機械設備工事)となります。

工事場所は、酒田市飯森山二丁目296番地の1となります。

仮契約の方法については、変更契約となります。

仮契約年月日は、令和5年11月24日で、変更後の仮契約金額は4億3,063万9千円で、823万9千円の増額となります。

増額の主な理由につきましては、給湯設備の交換工事の増工によるものです。

仮契約の相手方については、電機鉄工・テイデイイー・酒田水道特定建設工事共同企業体で代表者は、東北電機鉄工株式会社 代表取締役 濱田勝也氏となっております。構成員については、株式会社テイデイイー 代表取締役 園部孝男氏と有限会社酒田水道設備 代表取締役 成澤正氏となります。工期については、令和4年10月7日から令和6年3月15日となります。

次ページ以降が仮契約書、図面となります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(鈴木教育長) ありがとうございます。議第45号から第47号まで、ただ今の提案に対して、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(鈴木教育長) ないようですので、順次お諮りいたします。

議第45号 請負契約の変更について（国体記念体育館大規模改修工事（建築工事））を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第45号は提案のとおり決しました。次に、議第46号 請負契約の変更について（国体記念体育館大規模改修工事（電気設備工事））を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第46号は提案のとおり決しました。次に、議第47号 請負契約の変更について（国体記念体育館大規模改修工事（機械設備工事））を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第47号は提案のとおり決しました。次に、議第48号 酒田市光ヶ丘プールの指定管理者の指定について から、議第50号 湯の台温泉鳥海山荘、八森温泉ゆりんこ、鳥海高原家族旅行村及び八森自然公園内 体育施設の指定管理者の指定について までを議題といたします。これらについて一括して提案願います。

(スポーツ振興課長) 議第48号から第50号まで、一括でご説明させていただきます。議第48号 酒田市光ヶ丘プールの指定管理者の指定について、酒田市長より意見を求

められておりますので、これに同意しようとするものです。

33ページの教育委員会資料をご覧ください。

目的につきまして、酒田市光ケ丘プールは、令和元年度から加藤総業・酒田水泳連盟共同グループが指定管理者として管理しており、令和6年3月31日で指定期間が終了するため、新たな指定管理者を選定するものです。

指定管理施設の名称及び所在地については、酒田市光ケ丘プール 酒田市光ケ丘三丁目1番70号となります。

指定管理者候補者は、酒田市光ケ丘三丁目1番70号、加藤総業・酒田水泳連盟共同グループ 共同代表 加藤聡氏、同じく共同代表 田中愛久氏です。

指定期間については、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。

選定方法については、酒田市指定管理者制度取扱基準5(2)①カの「当該指定期間中における指定管理者選定委員会による事業評価が全てA評価を受けた場合」に該当することから非公募とし、随意選定しております。

経過としましては、令和5年9月1日に提案受付を開始し、10月2日に提案を締切、10月26日に選定委員会を開催し、指定管理の候補者として選定されました。

選定結果につきましては、得点が151.5点となっております。

評価項目、配点及び得点の内訳については、

選定基準1については、配点30点に対して得点が24.0点。

選定基準2については、配点50点に対して得点が39.5点。

選定基準3については、配点60点に対して得点が44.5点。

選定基準4については、配点30点に対して得点が22.0点。

選定基準5については、配点30点に対して得点が21.5点となっております。

合計としまして、配点200点中151.5点で、評価点が120点を超えるため、受託能力があるという評価になっております。

続きまして、議第49号 酒田市松山スキー場及び眺海の森外山ロッジの指定管理者の指定について、酒田市長より意見を求められておりますので、これに同意しようとするものです。

36ページの教育委員会資料をご覧ください。

目的につきまして、酒田市松山スキー場及び眺海の森外山ロッジは、令和3年度から特定非営利活動法人まちづくり net 松山が指定管理者として管理しており、令和6年3月31日で指定期間が終了するため、新たな指定管理者を選定するものです。

指定管理施設の名称及び所在地については、

酒田市松山スキー場 酒田市土渕字大平1番地の6

眺海の森外山ロッジ 酒田市土渕字大平1番地の59

となります。

指定管理者候補者は、酒田市字本町9番地、特定非営利活動法人まちづくり net 松山

理事長 後藤俊氏です。

指定期間については、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。

選定方法については公募としておりますが、先の指定管理者候補者1団体のみの申請となっております。

経過としましては、令和5年9月1日に募集開始、10月2日に募集締切、10月26日に選定委員会を開催し、指定管理の候補者として選定されました。

選定結果につきましては、得点が135.8点となっております。

評価項目、配点及び得点の内訳については、

選定基準1については、配点30点に対して得点が21.0点。

選定基準2については、配点50点に対して得点が33.8点。

選定基準3については、配点60点に対して得点が40.8点。

選定基準4については、配点30点に対して得点が20.2点。

選定基準5については、配点30点に対して得点が20.0点となっております。

合計としまして、配点200点中135.8点で、評価点が120点を超えるため、受託能力があるという評価になっております。

続きまして、議第50号 湯の台温泉鳥海山荘、八森温泉ゆりんこ、鳥海高原家族旅行村及び八森自然公園内体育施設の指定管理者の指定について、酒田市長より意見を求められておりますので、これに同意しようとするものです。

39ページの教育委員会資料をご覧ください。

目的につきまして、湯の台温泉鳥海山荘、八森温泉ゆりんこ、鳥海高原家族旅行村及び八森自然公園内体育施設は、令和元年度から鳥海やわた観光株式会社が指定管理者として管理しており、令和6年3月31日で指定期間が終了するため、新たな指定管理者を選定するものです。

指定管理施設の名称及び所在地については、

湯の台温泉鳥海山荘 酒田市草津字湯ノ台66番地の1

八森温泉ゆりんこ 酒田市麓字緑沢29番地の8

鳥海高原家族旅行村 酒田市草津字湯ノ台149番地

酒田市八森野球場 酒田市市条字八森309番地の1

酒田市八森テニスコート 酒田市市条字八森921番地の4

酒田市八森サッカー場 酒田市市条字八森924番地

酒田市八森グランドゴルフ場 酒田市市条字八森921番地の4

酒田八森パークゴルフ場 酒田市市条字八森921番地の4

酒田市八森ゴルフ練習場 酒田市市条字八森922番地の1

酒田市八森キャンプ場 酒田市市条字八森922番地の1

指定管理者候補者は、酒田市麓字緑沢29番地の8、鳥海やわた観光株式会社 代表取締役 莊司忠和氏です。

指定期間については、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。

選定方法については、公募としておりましたが、先の指定管理者候補者1団体のみの申請となっております。

経過としましては、令和5年9月1日に募集開始、10月2日に募集締切、10月26日に選定委員会を開催し、指定管理の候補者として選定されました。

選定結果につきましては、得点が143.4点となっております。

評価項目、配点及び得点の内訳については、

選定基準1については、配点30点に対して得点が21.6点。

選定基準2については、配点50点に対して得点が34.8点。

選定基準3については、配点60点に対して得点が44.2点。

選定基準4については、配点30点に対して得点が22.0点。

選定基準5については、配点30点に対して得点が20.8点となっております。

合計としまして、配点200点中143.4点で、評価点が120点を超えるため、受託能力があるという評価になっております。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(鈴木教育長) ありがとうございます。それでは、議第48号から第50号までいずれに対しても結構ですので、質問等ございましたらお願いします。

(鈴木教育長) ないようですので、順次お諮りいたします。

議第48号 酒田市光ヶ丘プールの指定管理者の指定について を提案のとおり決めるにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第48号は提案のとおり決しました。次に、議第49号 酒田市松山スキー場及び眺海の森外山ロッジの指定管理者の指定について を提案のとおり決めるにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第49号は提案のとおり決しました。次に、議第50号 湯の台温泉鳥海山荘、八森温泉ゆりんこ、鳥海高原家族旅行村及び八森自然公園内体育施設の指定管理者の指定について を提案のとおり決めるにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第50号は提案のとおり決しました。

— 非公開終了 —

(鈴木教育長) 事務局より他に議案はありますか。

(鈴木教育長) 委員の皆さまから何かございますでしょうか。

(鈴木教育長) 以上を持ちまして、本日の日程は、すべて終了しましたので閉会といたします。